

# 目 次

## 前文

### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 市の責務

第4条 市民等の役割

### 第2章 差別の解消

#### 第1節 差別の禁止

第5条 差別の禁止

#### 第2節 差別の未然防止策

第6条 周知啓発等

第7条 障がいのある人に配慮した取組を行う事業者の周知

第8条 条例推進会議の設置等

#### 第3節 差別の事後対応策

第9条 相談

第10条 助言又はあっせんの申立て

第11条 事実の調査

第12条 助言又はあっせん

第13条 勧告

第14条 事実の公表

第15条 意見陳述の機会の付与

第16条 調整委員会の設置等

### 第3章 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

第17条 教育

第18条 保育及び療育

第19条 認定こども園における教育及び保育

第20条 就労支援

第21条 建物等の管理等

第22条 居住場所の確保

第23条 適切な説明等

第24条 情報及び意思疎通

### 第4章 雑則

第25条 その他

## 附則

## (前文)

障がいのある人もない人も、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会こそが、私たちが目指す共に生きる社会です。

このような社会を実現するためには、障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会や、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること、障がいのある人の自己決定が尊重されることが必要です。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で生きづらさや差別感を感じている状況にあります。

また、障がいのある人は、障がいに加え、性別や年齢等による複合的な原因により特に困難となる状況もあります。

このような理解不足や誤解、偏見をなくすため、全ての市民が障がいの多様性を認識し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念として、この条例を制定します。

### 【趣旨・解説】

- この条例の目指す社会・基本理念等を述べた文章です。
- 前文は、規範性を持つものではありませんが、条例の一部をなすものであり、条例各条項の解釈基準を示しています。
- この条例の目指す社会は、「障がいのある人もない人も、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会」＝「共に生きる社会」としています。
- この条例の基本理念は、「全ての市民が障がいの多様性を認識し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解すること」としています。
- 「障がいに加え、性別や年齢等」の「等」には、「国籍」、「人種」、「貧困」、「虐待」などが含まれます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的とします。

### 【趣旨・解説】

- 本条は、条例に定める内容の目的を定めたものです。
- 「障がいのある人」とは、第2条第1号にあるとおりです。

- 「障がいのある人を取り巻く状況」とは、前文にある「障がいのある人は、周囲の理解不足や誤解～生きづらさや差別感を感じている状況」（第3段落）や「障がいのある人は、障がいに加え、～特に困難となる状況」（第4段落）などをいいます。
- 「障がいのある人を取り巻く状況について理解を深める施策」とは、具体的には「第2章 第2節 差別の未然防止策」、「第2章 第3節 差別の事後対応策」、「第3章 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援」にある施策などをいいます。
- 「社会的障壁」とは、第2条第2号にあるとおりです。
- 「共に生きる社会」とは、前文にある「障がいのある人もない人も、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会」（第1段落）をいいます。

### （定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称します。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

### 【趣旨・解説】

- 本条は、この条例における用語の定義を定めたものです。
- 障害者基本法や障害者差別解消法では、「発達障がい」については「精神障害（発達障害を含む。）」と表記しており、また「難病」については、具体的な表記はなく、「心身の機能の障害」に含まれています。  
しかし、この条例では、「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」と並列に、「発達障がい」、「難病」を表記しています。
- 「心身の機能の障がい」には、条文にある「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病」に限らず、慢性疾患による心身の機能の障がいなどを幅広く含みます。  
そのため、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者だけが、「障がいのある人」に該当するわけではありません。  
また、「障がいのある人」の定義には、年齢等による制限は設けておらず、障がいのある子どもこの条例の対象となります。
- 「社会的障壁」とは、第2条第2号にあるとおりです。
- 「継続的」の中には、「断続的」、「周期的」が含まれています。ただし、治癒することが見込まれる一時的な怪我等は除きます。
- 「日常生活」とは、主に日常の衣食住に関する生活をいいます。

- 「社会生活」とは、主に社会の一員として地域社会と関わる生活をいいます。具体例としては、職業生活、ボランティア活動等が挙げられます。
- 「相当な制限を受ける状態」とは、障がいのある人だけでは日常生活等を営む上で支障がある状態のことをいいます。

### (社会的障壁)

(2) 社会的障壁 障がいがあることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

#### 【趣旨・解説】

- 「社会的障壁」については、障害者基本法や障害者差別解消法と同様に定義しています。
- 「事物」とは、建築物や公共交通機関の段差などが挙げられます。
- 「制度」とは、学校の入試試験や就職試験において障がいのあることを欠格事由としていることなどが挙げられます。
- 「慣行」とは、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなどが挙げられます。
- 「観念」とは、無知・無関心による偏見・差別の視点や、かわいそう・気の毒といった同情の視点などが挙げられます。

### (差別)

(3) 差別 障がいのある人に対し、次に掲げる行為を行うことをいいます。

#### 【趣旨・解説】

- この条例では、日常生活及び社会生活の様々な場面を、次に掲げる9分野に分類した上で、各分野ごとにどのような行為が「差別」に当たるか、具体的規定を設けています。
  - (9分野) ①福祉サービス、②医療、③商品販売・サービス提供、④雇用、⑤教育、⑥建物・公共交通、⑦不動産、⑧情報提供、⑨意思の受領
- 「差別」については、障害者基本法や障害者差別解消法で規定していますが、定義規定は設けられていません。

### (福祉サービス)

ア 福祉サービスを提供する場合において行う次に掲げる行為

(ア) 障がい及び障がいに関連する事由(以下「障がい等」といいます。)を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障がいのある人の意思に反して、入所施設における生活を強制すること。

- (イ) 正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、又は制限すること、障がいのない人（障がいのある人ではない者をいいます。以下同じです。）に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。
- (ウ) 合理的配慮を行わないこと。

#### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人が日常生活等を営む上で、福祉サービスの提供を受けることは重要なことであり、適切な福祉サービスが受けられる機会を保障するため、(ア)～(ウ)を差別として定義しています。
- 「福祉サービス」とは、障がい福祉サービスや保育サービスなどが該当します。
- 「障がいに関連する事由」とは、障がいを直接的な理由としないが車椅子や白杖などの障がいに関連する事由をいいます。
- 「正当な理由」とは、「障がいのある人が福祉サービスを利用している際に、病状の悪化等により体調を崩した場合に、医療等の適切な措置を採るために当該サービスを中断する場合」や「事業所の利用定員数により利用申込みに応じきれない場合」などが考えられます。
- 「拒否」とは、障がいのある人に対してサービス等を提供しないことをいいます。
- 「制限」とは、障がいのない人と比較して、障がいのある人に対するサービス提供等の内容、時間等を限定することをいいます。
- 「条件を付ける」とは、障がいのある人にサービス等を提供する場合に、障がいのない人には付けない条件を付けることをいいます。
- 「その他不利益な取扱い」とは、「拒否・制限・条件を付ける」以外の障がいのある人に対する異なる取扱いで、例えば、不当に高い料金を取ることなどが考えられます。
- 「合理的配慮」とは、第2条第4号にあるとおりです。

#### 【参考】

##### 障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領・別紙 留意事項 [抄]

###### 第1 不利益な取扱いの基本的な考え方

条例は、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がい等を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がいのある人の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不利益な取扱いではない。したがって、障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、条例に規定された障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況等を確認することは、不利益な取扱いには当

たらない。

このように、不利益な取扱いとは、正当な理由なく、障がいのある人を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

## 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がいのある人に対して、障がい等を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。市においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずして正当な理由を拡大解釈するなどして条例の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がいのある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明するものとし、原則として理解を得よう努めなければならない。

## 新潟市の事業者における障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 [抄]

### (1) 不利益な取扱い

#### ①不利益な取扱いの基本的考え方

条例は、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がい等を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人に対しては付さない条件を付するなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止しています。

なお、障がいのある人の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不利益な取扱いではないことに留意する必要があります。

したがって、障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、条例に規定された障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる取扱いや、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況等を確認することは、不利益な取扱いには当たりません。

不利益な取扱いとは、正当な理由なく、障がいのある人を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱うことです。

#### ②正当な理由の判断の視点

不利益な取扱いであるのかどうかの判断には、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となります。正当な理由に相当するのは、障がいのある人に対して、障がい等を理由として、サービス等や各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に相当するか否かについて、事業者は、個別の事案ごとに、障がいのある人、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要

であり、事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明するものとし、原則として理解を得るよう努めなければなりません。

なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。

また、「正当な理由」を根拠に、不利益な取扱いを禁止する条例の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービス等を提供しないといったことは適切ではありません。

## (医療)

### イ 医療を提供する場合に行う次に掲げる行為

- (ア) 法令に特別の定めがある場合を除き、障がい等を理由として、障がいのある人の意思に反して長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (イ) 正当な理由なしに、障がい等を理由として、医療の提供を拒否し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。
- (ウ) 合理的配慮を行わないこと。

### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人が日常生活等を営む上で、医療の提供を受けることは重要なことであり、適切な医療が受けられる機会を保障するため、(ア)～(ウ)を差別として定義しています。
- 「法令に特別の定めがある場合」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による『措置入院』・第29条の2の規定による『緊急措置入院』・第33条の規定による『医療保護入院』・第33条の7の規定による『応急入院』」、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第43条の規定による『入院医療』」などが考えられます。
- 「正当な理由」とは、「歯の治療について、障がいのある患者がパニックを起こしてしまい、治療を継続することにより口腔内を傷付けてしまうおそれがあるため、患者本人の身体の保護を目的として医療の提供を一時的に中断する場合」などが考えられます。

## (商品販売・サービス提供)

### ウ 商品の販売又はサービスの提供をする場合に行う次に掲げる行為

- (ア) 正当な理由なしに、障がい等を理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(イ) 合理的配慮を行わないこと。

【趣旨・解説】

- 商品の販売又はサービスを提供しようとする者が、どのような相手方とどのような内容や方式で契約するかについては、原則として自由にこれを決定し、契約を締結することができるという「契約自由の原則」があります。
- 障がいのある人との契約に関してももちろん自由ですが、障がいのある人も日常生活等を営む上で、障がいのない人と同様に、商品を購入し、サービスの提供を受けることが必要になります。
- そのため、障がいのある人が適切に商品販売及びサービス提供を受けられる機会を保障するため、(ア) (イ) を差別として定義しています。
- 「正当な理由」とは、「映画館、劇場、コンサートホール等において、障がいの特性により、じっとしてられず、当該サービスの提供に不可欠な静寂さを壊してしまい、他の観客に対して本来のサービス提供が困難になる場合」などが考えられます。
- ただし、このようにサービス提供を拒否する場合は、他の利用者の受忍限度を超えるものであり、明らかにサービスの提供に支障を招く状況であることを、具体的に当事者に説明する必要があります。

(雇用)

エ 労働者を雇用する場合に行う次に掲げる行為

- (ア) 労働者の募集又は採用に当たり、正当な理由なしに、障がい等を理由として、応募又は採用を拒否し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。
- (イ) 正当な理由なしに、障がい等を理由として、賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。
- (ウ) 正当な理由なしに、障がい等を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。
- (エ) 合理的配慮を行わないこと。

【趣旨・解説】

- 事業主には、どのような者をどのような条件で雇用するかは自由である、という「採用の自由」があります。
- しかしながら、採用の自由は、「法律その他による特別の制限がない限り」という前提があり、近年、立法等により制約される傾向にあります。
- 障がいのある人が自立した地域生活等を送るためには、障がいのない人と同様に、雇用の機会が保障されることが必要です。
- この条例においては、事業主に対して、障がいのある人の採用を義務付けるものではありません。



せんが、「採用の自由」に関して、障がいのある人に対する一定の配慮を求めています。

- 「正当な理由」とは、「障がいのある人が補助機器を活用したり、労働環境を整備するなどの配慮をしても、なお業務を遂行することが不可能な場合」、「合理的配慮（勤務形態の緩和等）を行ったにもかかわらず、業務の本質に当たる部分が行えない場合」、「配置転換等による雇用の継続に努めたにもかかわらず、業務を適切に遂行することができないと認められる場合」などが考えられます。

## （教育）

### オ 教育を行う場合において行う次に掲げる行為

- （ア） 障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。
- （イ） 障がい等を理由として、障がいのある人又はその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいいます。以下同じです。）の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第1条に規定する学校をいいます。）を決定すること。
- （ウ） 正当な理由なしに、障がい等を理由として、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。
- （エ） 合理的配慮を行わないこと。

### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人の教育を受ける権利を保障するため、（ア）～（エ）を差別として定義しています。
- 学校教育法第1条で定める「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいいます。
- 学校教育法第16条で定める「保護者」とは、子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいいます。

## （建物・公共交通）

### カ 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を障がいのある人が利用する場合において行う次に掲げる行為

- （ア） 正当な理由なしに、障がい等を理由として、その利用を拒否し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。
- （イ） 合理的配慮を行わないこと。

### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人が日常生活等を営む上で、障がいのない人と同様に自由に建築物・公共交通

機関を利用できることが重要であり、その利用を確保するため、(ア) (イ) を差別と定義しています。

- なお、建築物等における物理的な障壁の解消はバリアフリー法により推進を図ることとされています。
- 「不特定多数の利用に供されている建物その他の施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する「特定建築物(学校・病院・百貨店等)」、「特定道路」、「特定公園施設」をいいます。
- 「公共交通」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に規定する「公共交通事業者等」が管理する「旅客施設(バスターミナル等の建物)」や、「車両等(鉄道、路面電車、バス、タクシー、船舶、航空機等の乗り物)」をいいます。
- 「施設」の「利用」とは、当該施設への出入りや施設内の移動など、施設そのものの利用をいいます。

なお、例えば、劇場内でのコンサートなど、施設内で提供されるサービスに関するものについては、ウ(商品販売・サービス提供)の規定が適用されます。

- 「正当な理由」とは、「通路の幅を広げる等の施設改修により代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合又は施設そのものの機能が損なわれてしまう場合」、「SL車両等の観光車両を導入しようとした場合、車両内通路の幅を広げる等の改修を行うと代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合」、「気圧の変化、酸素濃度の低下等により身体に悪影響を及ぼす機能障がいのある者について、飛行機の搭乗を断る場合」等をいいます。

## (不動産)

### キ 不動産の取引を行う場合において行う次に掲げる行為

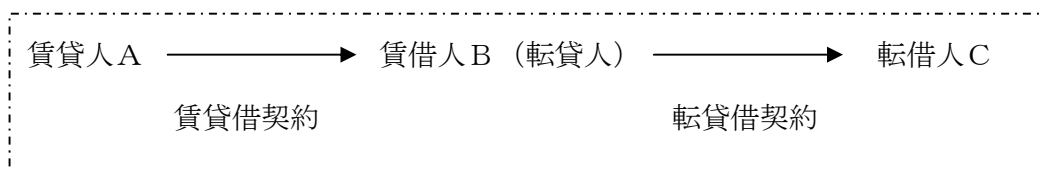
(ア) 障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(イ) 合理的配慮を行わないこと。

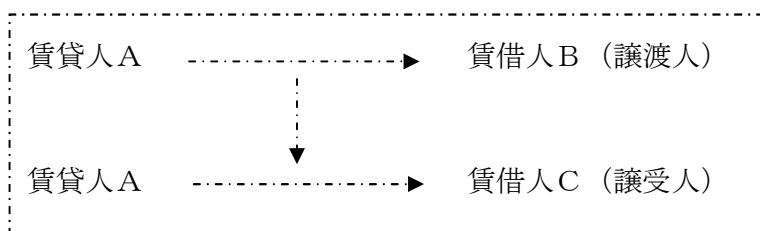
### 【趣旨・解説】

- 不動産の売買、賃貸借等において、その所有者が自由に相手方を選び契約締結することは、「契約自由の原則」として認められています。
- しかし、障がいのある人が住居を確保することは、地域で暮らすために必須であるため、この「契約自由の原則」についても、障がいのある人に対する一定の配慮が求められます。
- 「正当な理由」とは、「建物の物理的な構造上、車いすでは中に入れない場合」などが考えられます。
- 「転貸」とは、使う人が変わったが今までの賃借人は法律関係から離脱していないものをい

います（今までの借借人を転貸人、新しい借借人を転借人という）。Aの物をBが借りていたが、Bが借りたままCにも借りさせることをいいます。



- 「借借権の譲渡」とは、使う人が変わり今までの借借人が法律関係から離脱してしまうことをいいます（今までの借借人を譲渡人、新しい借借人を譲受人という）。今までAの物をBが借りていたが、今度はCがBに変わって借りることにするのが借借権の譲渡になります。



#### (情報提供)

ク 多数の者に対して情報を提供し、又は多数の者から情報を受領する場合において行う次に掲げる行為

(ア) 障がいのある人に対して情報を提供し、又は障がいのある人から情報を受領するときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(イ) 合理的配慮を行わないこと。

#### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人が日常生活等を営む上で、障がいのない人と同様に情報の提供を受け、又は情報の提供ができることが重要であり、その提供を確保するため、(ア) (イ) を差別と定義しています。

#### (意思の受領)

ケ 障がいのある人から意思表示を受けようとする場合において行う次に掲げる行為

(ア) 正当な理由なしに、障がい等を理由として、意思表示を受けることを拒否し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(イ) 合理的配慮を行わないこと。

#### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人が日常生活等を営む上で、自らの意思を適切に伝えることが重要であり、そ

の意思表示の機会を確保するため、（ア）（イ）を差別と定義しています。

### （その他）

コ アからケまでに掲げるもののほか、市又は事業者が、正当な理由なしに、障がい等を理由として、障がいのある人を区別し、排除し、若しくは制限すること、障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を行わないこと。

#### 【趣旨・解説】

- アからケで規定する分野別の差別には該当しないものの、それらに類似する分野における市・事業者の行為を差別と定義しています。
- 例えば、選挙の投票所については、カにある「不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設」に該当しないため、そのような事例に対応する規定となっています。
- 市と事業者を対象に規定しているため、国・県の機関や、一般私人の関係における差別はこの規定に含まれません。  
一般私人の関係とは、「障がいのある人」と、福祉サービスや医療分野などに属さない一般私人（隣人や家族）との関係をいいます。

### （合理的配慮）

（４） 合理的配慮 次に掲げる場合において、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

ア 障がいのある人が社会的障壁の除去を求めている場合

イ 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難であって、その保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者が、その障がいのある人のために社会的障壁の除去を求めている場合

ウ 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識するとき

#### 【趣旨・解説】

- この条例で、「合理的配慮」とされる範囲を規定しています。
- 合理的配慮の提供にあたっては、「障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重」しなければなりません。  
障がいのある人の意向等に基づいた合理的配慮が提供されるよう、建設的な対話を行う必要があります。

「障がいのある人の～意向を尊重」という規定は、障害者差別解消法には盛り込まれていないため、この条例の特徴的部分になります。

- 「障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等」の「等」とは、障がいのある人の支援者などの性別、年齢などをいいます。

- 「障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明はない場合で、周囲の人がその障がいのある人に対して合理的配慮が必要なことを認識できるときをいいます。

例えば、車椅子を利用している方が、高いところにある商品を取ることができずに困っている場合で、意思の表明はないが、周囲の人が何らかの配慮が必要なことを認識できる状況をいいます。

ただし、障がいのある人が合理的配慮を必要としていることを、周囲の人が認識できない場合においては、市・事業者には合理的配慮の提供の義務は発生しません。

- 合理的配慮の発生要件に「障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき」という規定は、この条例の特徴的部分になります。（※ 障害者差別解消法では規定されていません）

- 合理的配慮とバリアフリー等の関係については、「不特定多数の障害者を主な対象として行われる『事前的改善措置（バリアフリー法に基づく公共的施設や交通機関のハード面のバリアフリー化等）』については、個別具体的場面で行われる『合理的配慮』とは区別し、障害を理由とする差別の解消に向けた『環境の整備』として位置付け、バリアフリー法等によりその推進を図ることとしている（出典：概説障害者差別解消法）」とされています。

そのため、条例や障害者差別解消法にある「合理的配慮」と、バリアフリー法により推進を図る「環境の整備」は、分けて位置付けています。

- 全ての段差（社会的障壁）をバリアフリー化することは現実問題難しいと考えられますので、入口に段差がありお店に入ることできない車椅子の方がいた場合、周囲にいる人がその方を抱き上げて移動するなどの手助けを当り前に行う社会を作っていくことが重要です。

障害者差別解消法では、合理的配慮に関する「環境の整備（バリアフリー等）」については、市・事業者に対して努力義務としています。

## 【参考】

### 障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領・別紙 留意事項 [抄]

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

条例は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、市に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、又は障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、周囲の人がそのことを認識しうるときにおいて、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がいのある人が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、障がいのある人が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

なお、合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重しなければならない。

- 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がいのある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がいのある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳、要約筆記等を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がいのある人からの意思表示のみでなく、知的障がいや精神障がい、発達障がい等により本人の意思表示が困難な場合には、障がいのある人の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、周囲の人が、そのことを認識しうるときは、当該障がいのある人に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話の働きかけなどを行わなければなら

ない。

- 4 合理的配慮は、障がいのある人等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がいのある人に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

#### 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして条例の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、原則として理解を得るよう努めなければならない。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

#### 新潟市の事業者における障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 [抄]

##### (2) 合理的配慮

###### ①合理的配慮の基本的な考え方

<合理的配慮とは>

障害者の権利に関する条約第2条において、合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

条例は、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、又は障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、周囲の人が、そのことを認識しうるときにおいて、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な変更及び調整（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めています。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られ、障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及びません。

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性の高いものであり、当該障がいのある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について様々な要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものです。合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変遷することにも留意すべき

です。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮しなければなりません。

#### <意思の表明>

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がいのある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳、要約筆記等を介するものを含む。）により伝えられます。

また、障がいのある人からの意思の表明のみでなく、知的障がいや精神障がい、発達障がい等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障がいのある人の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、支援者・介助者等を伴っていないことなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることを、周囲の人が認識しうるときは、当該障がいのある人に対して適切と思われる配慮を提案するため、建設的対話の働きかけなどを行わなければなりません。

#### <事前的改善措置との関係>

法は、不特定多数の障がいのある人を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・支援者・介助者等の人的支援及び障がいのある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において個々の障がいのある人に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしています。

このため、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。

合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合や障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、事前的改善措置の実施も考慮に入れることにより、中長期的なコスト削減・効率化につながりうる点は重要です。

なお、社会情勢の変化に伴い、事前的改善措置と合理的配慮の関係が変わりうることにも注意が必要です。

## ②過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして条例の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、過重な負担に当たると判断した場合、障がいのある人にその理由を説明するものとし、原則として理解を得るよう努めなければなりません。

「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるもので



す。

\* 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

当該措置を講ずることによるサービス提供への影響、その他の事業への影響の程度。

\* 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

事業所の立地状況や施設の所有形態等の制約にも応じた、当該措置を講ずるための機器や技術、人材の確保、設備の整備等の実現可能性の程度。

\* 費用・負担の程度

当該措置を講ずることによる費用・負担の程度。複数の障がいのある人から合理的配慮に関する要望があった場合、それらの複数の障がいのある人に係る必要性や負担を勘案して判断することとなります。

\* 事務・事業規模

当該事業所の規模に応じた負担の程度。

\* 財務状況

当該事業所の財務状況に応じた負担の程度。

## （事業者）

（５）事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいいます。

### 【趣旨・解説】

- この条例で、「事業者」とされる範囲を規定しています。
- 「事業者」については、市内で事業活動を行う全ての者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、個人・法人、営利・非営利を問わず、同種の行為を反復継続して行う者をいいます。
- 法人格の無いコミュニティ協議会・自治会・PTA等は事業者に含まれません。

## （市の責務）

第3条 市は、差別を解消するとともに、この条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進しなければなりません。

### 【趣旨・解説】

- 市の責務として、差別の解消と共生社会の実現のための施策を推進することとしています。
- 「市」とは、地方自治法第1条の3第2項の規定による普通地方公共団体としての市をいいます。  
地方自治法第180条の5では、普通地方公共団体に置かなければならない執行機関が規定されており、それらを含めて「市」としています。

この条例に基づく事務を執行するものは、普通地方公共団体の執行機関であり、例えば、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのように、それぞれ独自の執行権限を有し、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定し、表示しうるところの機関を指すものです。市には、市から委託を受けた指定管理者や事業者などは含まれません。

- 「差別」とは、第2条第3号で定義される差別をいいます。
- 「この条例の目指すべき社会」とは、前文・第1条にある「共に生きる社会（共生社会）」を指しています。

### （市民等の役割）

第4条 市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別を解消する取組を市と一体となって行うよう努めなければなりません。

2 市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさ及び思いを理解し、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません。

#### 【趣旨・解説】

- 共生社会の実現のためには、市民や事業者の理解や協力が不可欠であり、そのための役割を規定しています。
- 「市民等」の「等」とは、事業者をいいます
- 「市民等の役割」については、条例の規定により強制的に取組むべきものではなく、市民の自発性により行われるべきという考えから、努力義務規定としています。
- 「市民」には、障がいのある人と障がいのない人の両方が含まれています。
- 「差別を解消する取組み」とは、条例推進会議（第8条）で協議提案された差別解消のための取組みなどをいいます。

## 第2章 差別の解消

### 第1節 差別の禁止

#### （差別の禁止）

第5条 何人も、差別をしてはなりません。

#### 【趣旨・解説】

- 市・事業者に対して差別を法的義務で禁止しています。
- 障害者差別解消法では、事業者の合理的配慮の不提供について努力義務で禁止しています。  
しかし、努力義務とした場合、障がいのある人に対する誤解や偏見などをなくすための話し合いのテーブルに、事業者の方々が着かない可能性があるため、この条例では法的義務で禁止しています。

ただし、法的義務とした場合でも、事業者に対して条例に従うよう強制するのではなく、話し合いにより相互理解を深めることで解決を図ります。

- 市民に対して規範性を示すため、「何人も、差別をしてはなりません」と規定しています。

しかし、この条例では「差別」を第2条第3号 ア～コに列記される福祉サービスや医療など各分野における差別と定義しているため、実質的には一般私人の関係（隣人関係・家族関係など）における差別は対象に含まれていません。

一般私人の行為や個人の思想、言論については、個人の自由な意志に委ねられていると認められる私的な領域（私的自治の原則）です。

そのため、一般私人の関係における差別はこの条例の差別に含めていません。

一般私人の関係とは、「障がいのある人」と、福祉サービスや医療分野などに属さない一般私人（隣人や家族）との関係をいいます。

- 国・県の機関は、この条例の対象ではありません。（※障害者差別解消法が適用されます）
- 市外からの旅行者等が、市内で差別を受けた場合は、この条例の対象になりますが、市民が市外で差別を受けた場合は、この条例の対象にはなりません。
- 改正障害者雇用促進法では、事業者の合理的配慮の不提供が法的義務で禁止されています。

## 第2節 差別の未然防止策

### （周知啓発等）

第6条 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

- （1） 周知啓発
- （2） 研修の実施
- （3） 障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深めるため、互いに交流することができる機会の提供
- （4） 前3号に掲げるもののほか、必要な取組

#### 【趣旨・解説】

- 差別を未然に防止するための市の施策として、周知啓発や研修の実施について定め、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めることとしています。
- 「周知啓発」の具体的な取組みとしては、既存の法律（身体障害者補助犬法・バリアフリー新法）や代筆のあり方などについて、周知啓発を図っていくことや、一般の人が障がい特性を理解できるようなパンフレットなどを作成し、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めることなどが考えられます。
- 市民・事業者が行う研修に対しては、講師派遣を行っています。
- 市職員向け研修は、「障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領・

別紙「留意事項 第7」において規定しています。

**障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領・別紙 留意事項 [抄]**

**第7 研修体制**

対応要領第7条第3項に規定する研修の内容等の詳細については、次のとおりとする。

研修の対象者	研修を行う者	研修名
一般職員		
新任課長	職員研修所長	新任課長研修
保育士以外の職員	職員研修所長	新採用職員研修
保育士	保育課長	新任保育士研修会
再任用職員	所属長	職場研修
任期付職員	職員研修所長	職員基礎研修
臨時・非常勤職員等		
臨時的任用職員（1号臨時職員）	職員研修所長	職員基礎研修
臨時職員（2号臨時職員）	所属長 ※保育士 の場合は園長	職場研修
非常勤職員		

- 「互いに交流することができる機会」とは、「新潟市障がい者大運動会」や「まちなか障がい福祉フェス」、学校における「交流及び共同学習」、障がいのある人の積極的な雇用などが考えられます。

**(障がいのある人に配慮した取組を行う事業者の周知)**

**第7条** 市は、障がいのある人に配慮した取組を行う事業者及びその事業者の取組に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により、市民に周知するものとします。

**【趣旨・解説】**

- 差別を未然に防止するための市の施策として、障がいのある人に配慮した取組を行っている事業者の情報を積極的に市民に周知し、模範となる事業者を応援していくこととしています。
- 「インターネットの利用その他の方法」とは、ホームページや市報、事例集などが考えられます。

**(条例推進会議の設置等)**

**第8条** 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議（以下「条例推進会議」といいます。）を設置します。この場合において、条例推進会議は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとします。

2 条例推進会議は、前項の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、次に掲げる

事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を市長に建議することができます。

- (1) 障がいのある人からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組に関する事。
- (2) 障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事。
- (3) 周知啓発の実施状況その他のこの条例の施行の状況に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、条例推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

#### 【趣旨・解説】

○ 条例推進会議は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねることとし、市の附属機関として設置します。

ただし、附属機関は、地方自治法上、行為の主体にはなることができません。

○ 「規則」とは、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則をいいます。

施行規則では、委員数や、委員構成、会長の選出などについて定めています。

#### 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則 [抄]

(組織)

第2条 条例第8条第1項に規定する条例推進会議（以下「条例推進会議」といいます。）は、委員24人以内で組織します。

2 条例推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、交通又は雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (2) 障がいのある人又はその家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 条例推進会議の委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 条例推進会議の委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第4条 条例推進会議に会長及び副会長各1人を置き、条例推進会議の委員の互選によりこれらを定めます。

2 会長は、条例推進会議の会務を総理し、条例推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合又は会長に事故がある場合は、その職務を代理します。

(会議)

第5条 条例推進会議の会議（以下この条及び次条において「会議」といいます。）は、会長が招集します。

2 会議は、会長（会長が欠けた場合及び会長に事故がある場合は副会長。次項において同じです。）を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。

(意見の聴取等)

第6条 条例推進会議は、特に必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができます。

(庶務)

第7条 条例推進会議の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理します。

(委任)

第8条 この章に定めるもののほか、条例推進会議の運営に関し必要な事項は、条例推進会議の会長が条例推進会議に諮って定めます。

○ 条例推進会議で協議・提案が想定される事案としては、下記のものが考えられます。（千葉県での取り組み例）

- ・ 預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮
- ・ 障がい者用駐車スペースの適正な利用
- ・ 病院や飲食店等における身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入れ
- ・ 障がいの状況に応じた職場での対応

### 第3節 差別の事後対応策

(相談)

第9条 何人も、市又は市が委託する相談機関に対し、次に掲げる事項について相談することができます。

(1) 差別に関すること。

(2) 障がいのある人に対する、正当な理由なしに、障がい等を理由として、区別し、排除し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱

いに関すること。

(3) 障がいのある人に対する合理的配慮に関すること。

(4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であって、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関すること。

2 市又は市が委託する相談機関は、前項の規定による相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとします。

(1) 相談をした者又は関係者（障がいのある人、その保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者又は事業者をいいます。以下同じです。）に対し、必要な説明をすること。

(2) 相談をした者又は関係者に対し、当該相談に係る行政機関又は利用できる制度を紹介すること。

(3) 当該相談に係る行政機関へ相談に係る事実を通知すること。

(4) 前項第1号に規定する相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(5) 前項第1号に規定する相談に係る関係者に対して次条に規定する助言又はあっせんの申立ての支援をすること。

#### 【趣旨・解説】

○ 差別を禁止する規定を設けるだけでは、実際に差別が起きた場合、差別を受けた方と差別を行ったとされる方との双方がお互いを理解し合って解決することは困難です。

そのため、公平中立な立場の相談機関・調整委員会を設置し、各関係機関と連携しながら、当事者双方の間に入って事後解決を図っていく必要があります。

相談機関は、当事者双方の話し合いにより解決を目指しますが、調整できなかった場合、希望に応じて助言・あっせんの申立ての支援を行います。

なお、事業者への支援策として、事業者が何か困りごとがあった場合、相談機関に相談することができます。

○ 「市が委託する相談機関」とは、市内に4ヶ所設置されている新潟市障がい者基幹相談支援センターをいいます。

○ 第1項第1号では市・事業者における差別に関する事項、第2号・第3号では一般私人の関係を含む不利益な取扱い・合理的配慮に関する事項を相談の対象として規定しています。

○ 第4号では一般私人の関係を含む「障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であって、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関すること（ハラスメント）」を相談の対象としています。

○ 「相談をした者」とは、「市・事業者における差別」に係る者・「一般私人の関係における差別」に係る者を含む、全ての相談者をいいます。

○ 「必要な説明」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行い、問題の所在を明らかにするとともに、条例の趣旨などを説明することをいいます。

- 原則、相談者が匿名であることを希望する場合、相談内容が事実であることを確認することが困難であるため、事実確認等の「必要な説明」は行いません。
- 「関係する行政機関」としては、法務局の人権擁護部署、労働局・労働基準監督署、児童相談所、障がい者虐待防止センター、こころの健康センター、発達障がい支援センター、配偶者暴力相談支援センターなどが考えられます。
- 「利用できる制度」としては、「法テラス」（法律相談や訴訟手続きに関する事項）や「成年後見制度」などをいいます。
- 「関係者間の調整」とは、差別相談に関する当事者双方の言い分をそれぞれ聴取して、利害を調整し、問題解決の道筋を明らかにすることをいいます。  
相談機関においては、障がい種別・相談内容を問わず、全ての相談に応じますが、「関係者間の調整」については、第2条第3号 ア～コに列記される差別に該当する場合に行うこととし、一般私人の関係（隣人関係や家族関係など）における差別は調整を行うことができません。  
相談者が匿名を希望する場合についても、「関係者間の調整」は行いません。  
一般私人の関係のうち、家族関係の差別の場合は、その多くが虐待に該当すると考えられますので、障がい者虐待防止センターで対応することとしています。
- 「前項第1号に規定する相談に係る関係者」とは、市・事業者における差別相談に係る関係者をいいます。

#### （助言又はあっせんの申立て）

第10条 前条第1項第1号に規定する相談に係る関係者は、同条第2項第4号の規定による対応がとられた後も、なお解決されない場合は、市長に対し、その解決のために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができます。ただし、保護者又は保護者以外の家族その他の障がいのある人を支援する者が申立てをしようとする場合において、障がいのある人の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができません。

#### 【趣旨・解説】

- 相談機関が関係者間の調整を行ったにもかかわらず、解決が図られなかった場合、障がいのある人又は事業者は、助言・あっせんの申立てをすることができます。  
関係者間の調整は、第2条第3号で定義する差別に該当する場合に行われますので、一般私人の関係（隣人関係や家族関係）における差別やハラスメントは助言・あっせんの申立ての対象にはなりません。
- 「前条第1項第1号に規定する相談に係る関係者」とは、市・事業者における差別相談に係る関係者をいいます。
- 「同条第2項第4号の規定による対応がとられた後も、なお解決されない場合」とは、相談機関が関係者間の調整を行ったにもかかわらず、解決が図られない場合をいいます。
- 「助言」とは、関係者の一方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをい



います。

- 「あっせん」とは、関係者の双方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

### （事実の調査）

第11条 市長は、前条の申立てがあった場合は、その申立てに係る事実について調査を行い、又は第9条第1項の相談機関に必要な調査を行わせることができます。

2 前項の調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、同項の調査に協力しなければなりません。

#### 【趣旨・解説】

- 助言・あっせんの申立てがあった場合に行われる事実調査について規定しています。
- 「正当な理由」とは、「天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で協力ができない場合」や「入院等により協力ができない場合」などが考えられます。

### （助言又はあっせん）

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認める場合は、第16条第1項に規定する調整委員会（以下この条において「調整委員会」といいます。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとします。

2 調整委員会は、前項の審議のために必要があると認める場合は、その審議に係る障がいのある人、事業者その他の審議に必要な者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

3 市長は、調整委員会が助言若しくはあっせんの必要があると認める場合又は申立て事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当であると認める場合は、申立て事案に係る関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとします。

#### 【趣旨・解説】

- 本条は、助言・あっせんの手続きについて定めています。  
助言・あっせんの手続きについては、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第9条・第10条においても規定しています。

#### 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則 [抄]

（助言又はあっせんの申立て）

第9条 条例第10条の規定による助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、別記様式第1号による助言（あっせん）申立書を市長に提出しなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、障がいのある人（視覚障がいである場合に限り）は、前項の申立書に代えて、当該申立書に記載すべき事項を点字で記載した書面を提出することができます。

ます。

- 3 第1項の申立て（前項に規定する書面による提出を含みます。次項において同じです。）には、当該申立てに係る障がいのある人について、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の写しその他条例第2条第1号に規定する障がいのある人であることを証する書類を添付しなければなりません。ただし、当該書類を添付することが困難であると市長が認めた場合又は差別を行ったとされた事業者が助言又はあっせんの申立てを行う場合は、この限りではありません。
- 4 市長は、第1項の申立てがあった場合は、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を当該申立てをした者に通知するものとします。

（助言又はあっせんの報告）

- 第10条 条例第16条第1項に規定する調整委員会（以下「調整委員会」といいます。）は、市長から条例第12条第1項の規定により審議を求められた場合において、助言若しくはあっせんの必要がない、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めたときは、速やかに、助言又はあっせんを打ち切るよう市長に報告しなければなりません。
- 2 市長は、前項の報告に基づき助言又はあっせんを打ち切った場合は、関係当事者に対しその旨を通知するものとします。

- 助言・あっせんの申立てがあり、市長は調査の結果、必要と認める場合は、調整委員会に審議を求めますが、審議を求めない場合は、その理由を調整委員会に報告することとします。
- 調整委員会の構成員に関係する事業者などが、助言・あっせんの申立ての対象となった場合には、それに関係する委員は欠席いただいて、審議していくなどして、中立性を保ちます。
- 第3項では、調整委員会が助言・あっせんが必要だと判断した場合、市長は助言・あっせんを行うこととしていますが、助言・あっせんを行わない場合は下記のものと考えられます。

※ 他都市の条例において助言・あっせんを行わないとされている例

（1）「助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき」

- ①助言又はあっせんの求めが行われた後に双方が納得した場合
- ②助言又はあっせんの求めが虚偽であった場合

（2）「申立て事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でないと認めるとき」

- ①行政不服審査法の規定による審査請求ができる事案など、他の手段で解決することが適当である場合
- ②裁判所で係争中の事案である場合
- ③現に犯罪捜査の対象となっている事案である場合
- ④事実確認が出来ない事案の場合

- 助言・あっせんは、附属機関が行うことができるとされる「調停（※参考12-2）」の中にも含まれ、調整委員会が行うことも可能ですが、対象者に非常に大きな影響を与える助言・あっせん

については市の責任で行うべきという考えから、市長が行うこととしています。

### (勧告)

第13条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言又はあっせんに従わず、勧告することが相当と判断するときは、これらに従うよう勧告することができます。

#### 【趣旨・解説】

- 本条は、市長による勧告について規定しています。

勧告については、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第11条においても規定しています。

#### 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則 [抄]

##### (勧告)

第11条 条例第13条の規定による勧告は、当該勧告の内容及び理由を記載した書面により行うものとします。

- 「勧告することが相当と判断するとき」とは、非常に悪質な差別を行った場合をいいます。

### (事実の公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わない場合において、公表することが相当と判断するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができます。

#### 【趣旨・解説】

- 本条は、市長による事実の公表について規定しています。

- 公表は、条例の実効性を確保するためのものですが、処分性を有しないと解されるものであるため、新潟市行政手続条例に基づく聴聞手続の対象とはならず、行政不服審査法等による不服申立ての対象にもなりません。

- しかしながら、公表が、勧告に従わない場合の最終的な対応であり、その効果として、社会的制裁の機能を有することから、公表に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ第15条で意見陳述の機会を付与することとしています。

- 「公表することが相当と判断するとき」とは、非常に悪質な差別を行った場合をいいます。

- 「規則」とは、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則をいいます。

#### 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則 [抄]

##### (公表)

第12条 条例第14条の規定による公表は、次に掲げる事項を、市公報に登載するとともに、必

要に応じ市長が適当と認める方法により行うものとします。

- (1) 勧告に従わない者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 勧告に従わない者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 勧告の要旨
- (4) 勧告に従わない事実
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 公表までの手続において、相互理解・話し合いの機会を3回（第11条第1項、第12条第2項、第15条）設けています。

#### 【罰則について】

- 条例の実効性確保の手段としては、罰則規定を設けることが考えられます。
- しかし、罰則により一時的に差別が解消されても、差別を行った人の気持ちが変わらなければ、あまり意味がありません。
- 障がいのある人に対する差別をなくすためには、障がいのある人の生きづらさを、多くの方々に理解していただくことが大切であり、また、差別の中には、時間や費用をかけて解消しなければならないものが多くあると考えられます。
- そのため、第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、罰則規定は設けていません。

#### （意見陳述の機会の付与）

第15条 市長は、前条の規定による公表をしようとする場合は、規則で定めるところにより、その公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければなりません。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じない場合は、意見の聴取を行わずに前条の規定による公表をすることができます。

#### 【趣旨・解説】

- 本条は、市長が公表をする場合の意見陳述について規定しています。
- 「規則」とは、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則をいいます。

#### 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則 [抄]

（意見陳述の機会の付与手続）

第13条 条例第15条本文の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、別記様式第2号による意見陳述機会付与通知書により行うものとします。

2 条例第15条本文の規定による通知を受けた者（以下この条において「当事者」といいます。）

は、病気その他やむを得ない理由がある場合は、市長に対し別記様式第3号による意見陳述期日等変更申出書により意見陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができます。

3 市長は、前項の規定による申出により又は職権で意見陳述の期日又は場所を変更することができます。

4 市長は、前項の規定により意見陳述の期日又は場所を変更した場合は、速やかに、その旨を別記様式第4号による意見陳述期日等変更通知書により当事者に通知しなければなりません。

5 条例第15条に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができます。

6 前項の代理人の資格は、別記様式第5号による代理人選任届出書を市長に提出して証明しなければなりません。

7 代理人を選任した当事者は、当該代理人がその資格を失った場合は、その旨を別記様式第6号による代理人資格喪失届出書により市長に届け出なければなりません。

### (調整委員会の設置等)

第16条 市は、差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、新潟市共生のまちづくりに関する調整委員会（以下「調整委員会」といいます。）を設置します。

2 調整委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとします。

(1) 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること。

(2) 調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの必要性について建議すること。

3 前2項に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

#### 【趣旨・解説】

○ 本条は、紛争解決機関である調整委員会について規定しています。

調整委員会では、助言・あっせんの申立て事案が差別に当たるかどうかを判断します。

○ 「市長の諮問」とは、第12条第1項の審議の求めをいいます。

○ 「調査審議」とは、第12条第2項の審議に必要な者に対する事実確認・審議をいいます。

○ 「助言又はあっせんの必要性」には、助言・あっせんの内容が含まれています。

○ 「規則」とは、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則をいいます。

### 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則 [抄]

(組織)

第14条 調整委員会は、委員11人以内で組織します。

2 調整委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、交通又は雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
  - (2) 障がいのある人又はその家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (委員の任期等)

第15条 調整委員会の委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 調整委員会の委員は、再任されることができます。

3 市長は、調整委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は調整委員会の委員に職務上の義務違反その他調整委員会の委員たるにふさわしくない非行があると認める場合においては、これを解嘱することができます。

(会長及び副会長)

第16条 調整委員会に会長及び副会長各1人を置き、調整委員会の委員の互選によりこれらを定めます。

2 会長は、調整委員会の会務を総理し、調整委員会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合又は会長に事故がある場合は、その職務を代理します。

(会議)

第17条 調整委員会の会議（以下この条及び第19条において「会議」といいます。）は、会長が招集します。

2 会議は、会長（会長が欠けた場合及び会長に事故がある場合は副会長。次項において同じです。）を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。

4 調整委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参加することができません。ただし、調整委員会の同意がある場合は、会議に出席し、発言することができます。

5 調整委員会の助言又はあっせんに係る審議は、公開しません。

(秘密を守る義務)

第18条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後

も、同様とします。

(意見の聴取等)

第19条 調整委員会は、特に必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができます。

(庶務)

第20条 調整委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理します。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、調整委員会の会長が調整委員会に諮って定めます。

### 第3章 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

(教育)

第17条 市は、可能な限り障がいのある人が障がいのない人と共に教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行われる教育をいいます。以下この条において同じです。）を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努めます。

2 市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組を行うとともに、教育に携わる教職員の障がいに関する専門性の向上を図るものとします。

3 市が設置する学校は、障がいのある人が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うものとします。

4 市は、市が設置する学校以外の学校が、個別の教育支援計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うよう求めるものとします。

#### 【趣旨・解説】

- 教育分野における市の施策について規定しています。
- 「市」には「教育委員会」が含まれています（※ 第3条の解説参照）。
- 「教職員」とは、教員・調理士・栄養士・用務員・図書館司書・介助員などをいいます。
- 第17条の「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を指しています。
- 「関係機関」とは、新潟市児童発達支援センター、新潟市発達障がい支援センター、新潟市障がい者ITサポートセンター、大学、専門学校、公共職業安定所、新潟県障害者就業・生活支援センター、新潟市障がい者就業支援センター、障害者職業センター、児童相談所、保健所、民生委員・児童委員などが考えられます。

- 「市が設置する学校」とは、市立学校をいいます。

国の教育指導要領では、個別の教育支援計画の作成について努力義務としていますが、条例では、「市が設置する学校」に対して、その作成を義務付けしています。

- 「個別の教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、福祉等の様々な側面との連携を図りつつ、就学前から卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために作成する支援計画をいいます。

「個別の教育支援計画」の作成を通して、保護者との合意形成や関係機関との連携を図ります。

- 「その他の方法」とは、学校の特別支援教育に係る校内委員会や関係機関の担当者によるケース会議により必要な支援を把握することなどが考えられます。

- 「市が設置する学校以外の学校」とは、国立学校、県立学校、私立学校をいいます。

「市が設置する学校以外」の学校に対して、設置者でなく、許認可権限を持たない市が、条例で「個別の教育支援計画」の作成などを義務付けることは不相当と考えられますので、作成の働きかけを行うこととしています。

## （保育及び療育）

第18条 市は、可能な限り障がいのある人が障がいのない人と共に保育を受けられるようにするため、保育の内容及び方法の改善及び充実に努めます。

2 市は、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により設置された保育所をいいます。以下同じです。）の職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組を行うとともに、保育所の職員の専門性の向上を図り、障がいを早期発見できるよう努めるものとします。

3 保育所は、障がいのある人が、発達過程及び心身の状態に応じた適切な保育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の支援を行うための計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うものとします。

4 市は、保育所以外の保育施設が、個別の支援を行うための計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うよう求めるものとします。

5 市は、障がいのある人が、可能な限りその身近な場所において保育、療育その他これらに関連する支援を受けられる仕組みを構築するものとします。

### 【趣旨・解説】

- 教育（第17条）について、個別の教育支援計画の作成や教職員に対する研修の規定を設けていますので、保育についても、教育と同様の規定を設けています。
- 「保育所」とは、「市が設置する保育所」、「市が認可する保育所」をいいます。



- 「関係機関」とは、新潟市発達障がい支援センター、新潟市児童発達支援センター、児童相談所、保健所、民生委員・児童委員などが考えられます。
- 「個別の支援を行うための計画」とは、障がいのある子の実態を把握し、子どもが自己発揮できるよう見通しをもって保育をするために、障がいの状態や、生活、遊びに取り組む姿、友達との関わりなど丁寧に把握し、環境構成や援助として何を配慮するのか、一人ひとりの状況に応じて作成される個別の指導計画をいいます
- 「その他の方法」とは、①園内研修でのケース会議において、職員全員で支援の必要な子どもへの必要な配慮を把握すること、②専門機関と連携し、話し合いの機会を設けるなどして適切なアドバイスを受けることなどが考えられます。
- 「保育所以外の保育施設」とは、「認可外保育所」、「地域型保育事業を行う事業所」をいいます。

「保育所以外の保育施設」に対して、設置者でなく、許認可権限を持たない市が、条例で「個別の支援を行うための計画」の作成を義務付けることは不相当と考えられますので、作成の働きかけを行うこととしています。

### (認定こども園における教育及び保育)

**第19条** 認定こども園における教育及び保育については、前2条の規定を踏まえて行うものとします。

#### 【趣旨・解説】

- 教育（第17条）や保育（第18条）について規定していますので、認定こども園における教育・保育についても、それらの規定を踏まえ行うこととしています。

### (就労支援)

**第20条** 市は、障がいのある人が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人が必要とする就労に係る相談及び支援を行うものとします。

- 2 市は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、事業者に対し、障がいのある人の就労に関する制度の周知を図るものとします。
- 3 市及び事業者は、障がいのある人の障がいの特性を理解し、その雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければなりません。

#### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人の就労支援における市の施策について規定しています。
- 「障がいのある人が必要とする就労に係る相談及び支援を行う」機関としては、新潟市障がい者就業支援センター、新潟市発達障がい支援センターなどがあります。
- 第2項の「関係機関」とは、労働局、公共職業安定所、新潟県障害者就業・生活支援センタ

一、障害者職業センター、企業団体などを指します。

### (建物等の管理等)

第21条 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設を市が設計し、及び整備する場合、当該施設を利用する障がいのある人の意見の把握に努め、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。

2 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設の管理に当たっては、当該施設を利用する障がいのある人の意見の把握に努め、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。

3 不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関の管理者は、障がいのある人がこれらの施設等を利用する場合は、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。

#### 【趣旨・解説】

- 建物等の管理等における市の施策について規定しています。
- 「不特定多数の利用に供されている建物その他の施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する「特定建築物（学校・病院・百貨店等）」、「特定道路」、「特定公園施設」をいいます。
- 「公共交通」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に規定する「公共交通事業者等」が管理する「旅客施設（バスターミナル等の建物）」や、「車両等（鉄道、路面電車、バス、タクシー、船舶、航空機等の乗り物）」をいいます。

### (居住場所の確保)

第22条 市は、可能な限り障がいのある人が選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障がいのある人が居住する場所を確保し、及び居住を継続するために必要な取組を行うものとします。

#### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人が地域で暮らすためには、その居住場所を確保する必要があります。  
そのため、居住場所の確保のための市の施策について規定しています。
- 「障がいのある人が居住する場所を確保し、及び居住を継続するために必要な取組」とは、市営住宅の建て替えの際にユニバーサルデザイン化を図ることや、グループホームの整備促進、新潟県居住支援協議会による居住支援などをいいます。

### (適切な説明等)

第23条 市及び事業者は、その業務又は事業を行うに当たっては、障がいのある人、その保護者及び保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者に対して、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた適切な説明及び情報の提供を行うよう努めなければなりません。

#### 【趣旨・解説】

- 障がいのある人の生きづらさ・差別感の解消を図るため、市・事業者に対し適切な説明・情報提供を行うよう求めています。
- 「障がいの特性に応じた適切な説明及び情報の提供を行う」とは、視覚障がいのある人に配慮して音声・点字により説明を行うことや、聴覚障がいのある人に配慮して手話や要約筆記により説明を行うことなどをいいます。

### (情報及び意思疎通)

第24条 市は、障がいのある人が自ら選択する意思疎通の手段を利用できるよう、意思疎通の手段の普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、意思疎通に係る相談及び支援を行うものとします。

- 2 市は、災害発生時その他の緊急時に、障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとします。
- 3 市及び事業者は、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供する場合並びに意思疎通を図ることが困難な障がいのある人から情報を受ける場合は、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。

#### 【趣旨・解説】

- 情報提供・意思疎通における市の施策について規定しています。
- 「意思疎通の手段」とは、点字や手話、要約筆記などをいいます。
- 「意思疎通に係る相談及び支援」とは、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣や新潟市障がい者ITサポートセンターによる支援などをいいます。
- 「障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行う」とは、知的障がいのある人に対して絵などを使った分かりやすい説明を行うことなどをいいます。

## 第4章 雑則

### (その他)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。